

平成 27 年 12 月 18 日

復興庁

福島再生加速化交付金（第 20 回）《長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金）第 13 回》の交付可能額通知及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針の公表について

「福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金）」について、本日、交付可能額を通知します。

また、受入市町村ごとに、県、受入市町村、避難元市町村及び国による協議で合意した内容を取りまとめた復興公営住宅や関連する基盤整備等に関する取組方針に関して、生活拠点を形成する 2 市村について改定を行ったので、あわせて公表します。

1. コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第 13 回）について

別紙 1 のとおり

2. 受入市町村ごとの長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針について

別紙 2 のとおり

本件連絡先：
復興庁
原子力災害復興班 八木、石川、林
TEL：03-5545-7369

コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第13回）について

福島県、受入市町村及び避難元市町村から提出された6市町村の生活拠点形成事業計画に対して行う交付可能額の通知は以下のとおり。

1. 交付可能額について

今回配分額 事業費： 5,987 百万円 国費： 5,177 百万円

(注) 計数は精査の結果、今後変動があり得る。

(配分額計 事業費：195,451 百万円 国費：170,587 百万円)

(注) 今回配分額を含む。

生活拠点形成事業計画別及び事業主体別の交付可能額（第13回）

事業計画名	事業主体	交付可能額 (百万円)		主な配分内容
		事業費	国費	
会津若松市生活拠点形成事業計画	福島県	260	202	道路
いわき市生活拠点形成事業計画	福島県・いわき市	4,635	4,034	造成・建設ほか
白河市生活拠点形成事業計画	福島県	55	48	造成
田村市生活拠点形成事業計画	福島県	40	35	造成
桑折町生活拠点形成事業計画	桑折町	821	718	建設ほか
大玉村生活拠点形成事業計画	大玉村	176	141	道路
合計		5,987	5,177	

(注) 端数処理により、合計と一致しない場合がある。

2. 主な事業

○ 災害公営住宅整備事業等

福島県及び桑折町に対し、約 4,725 百万円（国費）を通知（事業費：約 5,400 百万円）。

※これにより、原発避難者向けの復興公営住宅としては、新たに147戸分の建設分を加え、全体整備計画戸数 4,890 戸の全て地区で、建設に係る費用を配分。

○ 道路事業

福島県及び大玉村に対し、約 342 百万円（国費）を通知（事業費：約 436 百万円）。

- 廃棄物処理施設改良・改修事業
いわき市に対し、北部清掃センターの改良・改修に係る費用として、約 54 百万円（国費）を通知（事業費：約 82 百万円）。
- 避難者支援事業等
福島県及び桑折町に対し、復興公営住宅の駐車場整備に係る費用として約 55 百万円（国費）を通知（事業費：約 69 百万円）。

3. 今後の予定について

第 14 回事業計画の提出受付時期は福島県、受入市町村及び避難元市町村等の作業状況等を踏まえて検討。

- 別紙 1 - 参考 1 原発避難者向け復興公営住宅の整備状況
参考 2 原発避難者向け復興公営住宅の整備の進捗状況
参考 3 基幹事業「廃棄物処理施設改良・改修事業」の追加及びいわき市北部清掃センター長寿命化事業について

原発避難者向け復興公営住宅の整備状況

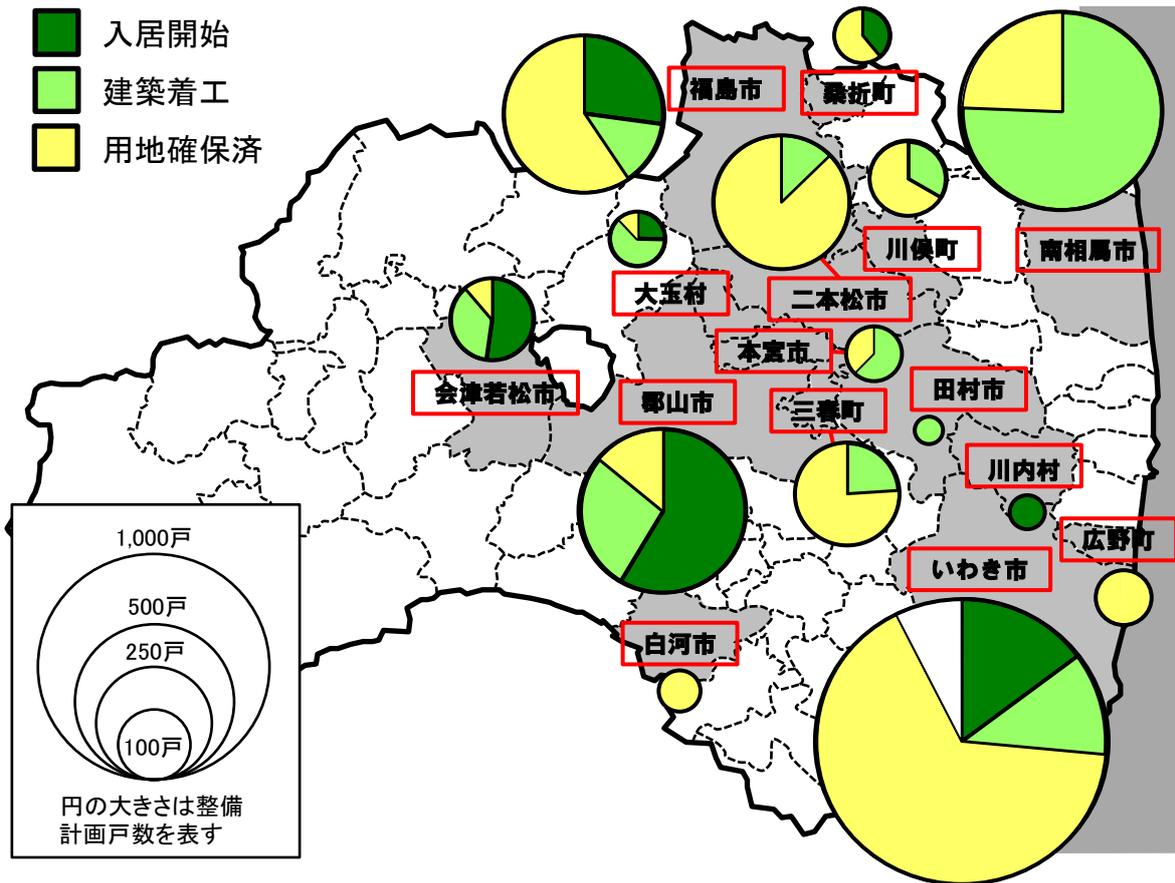
原発避難者向けの復興公営住宅として、今回、147戸分の建築に係る費用を配分することにより、全体整備計画戸数4,890戸の全ての地区で建設に係る費用を配分。

(平成27年12月現在)

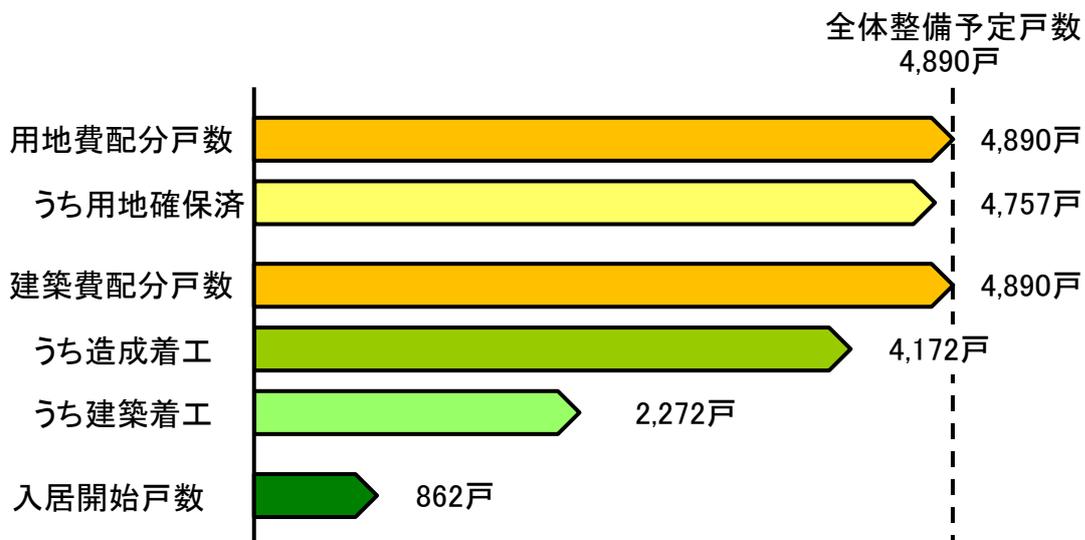
受入 市町村	整備計画 戸数	用地費		建築費		入居 開始
		配分戸数	うち用地 確保済	配分戸数	うち建築 着工	
福島市	475戸	475戸	475戸	475戸	193戸	129戸
会津若松市	134戸	134戸	134戸	134戸	119戸	70戸
郡山市	570戸	570戸	570戸	570戸	490戸	334戸
いわき市	1,768戸	1,768戸	1,635戸	1,768戸	468戸	262戸
二本松市	346戸	346戸	346戸	346戸	44戸	0戸
南相馬市	927戸	927戸	927戸	927戸	701戸	0戸
川俣町	120戸	120戸	120戸	120戸	40戸	0戸
三春町	217戸	217戸	217戸	217戸	52戸	0戸
桑折町	64戸	64戸	64戸	64戸	25戸	25戸
大玉村	67戸	67戸	67戸	67戸	59戸	17戸
川内村	25戸	25戸	25戸	25戸	25戸	25戸
田村市	18戸	18戸	18戸	18戸	18戸	0戸
本宮市	61戸	61戸	61戸	61戸	38戸	0戸
白河市	40戸	40戸	40戸	40戸	0戸	0戸
広野町	58戸	58戸	58戸	58戸	0戸	0戸
計	4,890戸	4,890戸	4,757戸	4,890戸	2,272戸	862戸

原発避難者向け復興公営住宅の整備の進捗状況

1. 復興公営住宅における入居開始及び建築着工戸数等の状況(平成27年12月現在)



2. 復興公営住宅の整備の進捗状況(平成27年12月現在)



3. 復興公営住宅の入居予定時期(平成27年12月現在)



※あくまで現時点の予定であり、今後の進捗状況により、前後する場合があります。

基幹事業「廃棄物処理施設改良・改修事業」の追加及び いわき市北部清掃センター長寿命化事業について

1. 基幹事業「廃棄物処理施設改良・改修事業」の追加(交付担当省庁:環境省)

原発避難者を受け入れている市町村において、避難者の受入れに伴い、生活ごみの量が増加するため、廃止あるいは廃止予定としていた一般廃棄物処理施設の再稼働が必要となるケースが生じている。

当該施設の再稼働は受入市町村が抱える原発事故由来の特殊事情を起因とするため、改良及び改修にあたっては、国による支援が必要不可欠であることから、福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成)の実施要綱を改正し、基幹事業として「廃棄物処理施設改良・改修事業」の追加を行った。

※コミュニティ復活交付金 URL参照 <http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/20130919192326.html>

2. いわき市北部清掃センター長寿命化事業について

①事業目的

いわき市においては、双葉郡等から約2万4千人もの避難者を受け入れており、福島県が市内に1,768戸の原発避難者向け復興公営住宅の整備を進めているところ。他方、いわき市では、震災前より、計画していた焼却ごみの減量による一般廃棄物処理施設の廃止が避難者の受入れ等により困難な状況に至っていることから、廃止予定としていた「いわき市北部清掃センター」を継続的に稼働するための設備改良が必要となった。

そのため、今回、新たに追加した「廃棄物処理施設改良・改修事業」により、当該施設の設備改良に必要な経費を配分することとした。

②事業概要

- ・ 事業実施場所: いわき市北部清掃センター
- ・ 事業主体: いわき市
- ・ 事業期間: 平成27年度～平成30年度
- ・ 平成27年度事業費: 約82百万円
(平成27年度国費: 約54百万円)



いわき市北部清掃センター写真(いわき市平上片寄字大平)



いわき市北部清掃センター 位置図

受入市町村ごとの長期避難者等の生活拠点の 形成に向けた取組方針の公表について

1. 取組方針の位置づけ

長期避難者等の生活拠点（町外コミュニティ）の形成に向けて、受入市町村ごとに、福島県、受入市町村、避難元市町村、国が、復興公営住宅の整備、道路等の関連基盤の整備、避難者の交流事業などのソフト施策等に関して、具体的な協議を行っており、合意した内容を取組方針として取りまとめ、公表することとしている。

（注）取組方針の構成

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①避難者等の受け入れの状況 | 仮設住宅、借り上げ住宅への入居状況 |
| ②生活拠点形成に向けた取組方針 | 復興公営住宅や関連基盤の整備方針 等 |
| ③生活拠点の形成に向けた支援策 | 避難者のニーズに応じた各種支援策 等 |

2. 今回の取組方針改定（平成 27 年 12 月 18 日公表）

（1）改定を行う受入市町村

コミュニティ復活交付金（第 13 回）の交付可能額通知にあたり、長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針に関して、必要な改定を行った受入市町村 2 市村（いわき市及び大玉村）の取組方針を公表する。

（2）主な改定内容

- ・いわき市： 関連基盤として一般廃棄物処理施設（いわき市北部清掃センター）の一部改良・改修の位置づけ
- ・大玉村： 関連基盤として新規道路整備及びコミュニティ広場の位置づけ

3. 取組方針の今後の取扱い

今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。

<参考1> 受入市町村ごとの事務担当者会議（個別部会）の構成

受入市町村	避難元市町村	取組方針策定日
福島市	飯舘村、浪江町	平成25年9月20日策定 平成26年2月14日改定 平成26年5月23日改定 平成26年7月11日改定 平成26年9月12日改定 平成26年11月14日改定 平成27年1月30日改定 平成27年4月17日改定 平成27年9月29日改定
会津若松市	大熊町	平成25年9月20日策定 平成26年5月23日改定 平成26年11月14日改定 平成27年1月30日改定 平成27年4月17日改定 平成27年9月29日改定
郡山市	富岡町、大熊町、双葉町	平成25年9月20日策定 平成25年11月8日改定 平成26年2月14日改定 平成26年3月7日改定 平成26年5月23日改定 平成26年11月14日改定 平成27年1月30日改定 平成27年4月17日改定
いわき市	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町	平成25年9月20日策定 平成25年11月8日改定 平成26年2月14日改定 平成26年5月23日改定 平成26年9月12日改定 平成26年11月14日改定 平成27年1月30日改定 平成27年4月17日改定 平成27年9月29日改定 平成27年12月18日改定
白河市	双葉町	平成26年7月11日策定 平成27年1月30日改定 平成27年4月17日改定 平成27年9月29日改定
二本松市	浪江町	平成25年9月20日策定 平成26年2月14日改定 平成26年5月23日改定 平成26年11月14日改定 平成27年1月30日改定 平成27年4月17日改定 平成27年6月26日改定

田村市	大熊町	平成 26 年 5 月 23 日策定 平成 27 年 4 月 17 日改定
南相馬市	双葉町、浪江町、飯館村	平成 25 年 11 月 8 日策定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 5 月 23 日改定 平成 26 年 9 月 12 日改定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
本宮市	浪江町、大熊町	平成 26 年 5 月 23 日策定 平成 26 年 7 月 11 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
桑折町	浪江町	平成 25 年 11 月 8 日策定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
川俣町	飯館村	平成 26 年 5 月 23 日策定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 27 年 9 月 29 日改定
大玉村	富岡町	平成 26 年 2 月 14 日策定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 27 年 12 月 18 日改定
三春町	富岡町、葛尾村	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 3 月 7 日改定 平成 26 年 9 月 12 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
広野町	富岡町、大熊町	平成 26 年 11 月 14 日策定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 27 年 9 月 29 日改定

※国（復興庁）、福島県は全ての個別部会に参画。

(注) 川内村については、同一市町村内における避難であり、協議の場を設置して協議する必要がないため、取組方針を策定していない。

<参考 2> 今回取組方針の改定を行う受入市町村の状況

今回改定を行う受入市町村	避難者等の受け入れの状況 (平成 27 年 10 月 30 日時点)			復興公営住宅 の整備予定 (第 13 回交付可能額 通知時点)
	計	仮設住宅入 居者数	借上げ住宅 入居者数	
いわき市	14,601	5,218	9,383	1,768 戸、17 地区
大玉村	245	217	28	67 戸、1 地区

平成 25 年 9 月 20 日
 平成 25 年 11 月 8 日改定
 平成 26 年 2 月 14 日改定
 平成 26 年 5 月 23 日改定
 平成 26 年 9 月 12 日改定
 平成 26 年 11 月 14 日改定
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 27 年 9 月 29 日改定
 平成 27 年 12 月 18 日改定
 福 島 県
 い わ き 市
 富 岡 町
 大 熊 町
 双 葉 町
 浪 江 町
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《いわき市-富岡町、大熊町、双葉町、浪江町》

1. 避難者等の受け入れの状況

<避難者の受け入れ>

- ・ いわき市において、中央台高久、好間工業団地など市内 35 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 15,000 人が生活している。
- ・ 主な避難元市町村の内訳は、楡葉町が約 4,600 人、富岡町が約 3,000 人、広野町が約 2,200 人、大熊町が約 2,100 人、浪江町が約 1,100 人、双葉町が約 900 人（平成 27 年 10 月 30 日時点）。
- ・ 応急仮設住宅入居（約 15,000 人）の割合は、建設分が約 4 割弱、民間賃貸住宅分が約 6 割強となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅(建設分)の入居状況】

(平成 27 年 10 月 30 日時点)

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
富岡町	平下高久(平下高久)	90	65	112
	泉玉露(泉)	220	153	296
	内郷宮町(内郷宮町)	80	80	80
	好間町上好間(好間)	62	48	105
大熊町	渡辺町昼野(渡辺町昼野)	88	62	97
	鹿島町下矢田(鹿島町下矢田)	91	68	118
	小名浜上神白(小名浜上神白)	63	45	86
	鹿島町下矢田(鹿島町下矢田第二)	50	35	67
	好間工業団地(好間工業団地第一、第二、第三)	362	291	549
双葉町	南台(南台)	259	185	309
広野町	中央台高久(高久第二、第三、第四、第七)	217	155	367
	中央台鹿島(鹿島)	18	11	31
	常磐関船町迎(常磐迎第一、第二)	140	79	200
	四倉町(四倉町鬼越)	230	137	298
	四倉町芳ノ沢(四倉工業団地)	103	56	103

檜葉町	中央台高久(高久第五、第六)	35	33	68
	中央台飯野(飯野)	16	13	42
	平上高久(高久第八)	123	115	234
	平下山口(高久第九)	202	181	377
	平上山口(高久第十)	200	188	440
	平作町(作町)	57	54	124
	常磐西郷町銭田(常磐銭田)	50	39	117
	平上荒川(上荒川)	250	230	448
	内郷白水町(内郷白水)	61	58	116
	四倉町細谷(四倉町細谷)	40	37	75
	小名浜林城(林城八反田)	106	90	197
川内村	小名浜相子島(小名浜相子島)	40	31	54
	四倉町(四倉町鬼越)	50	46	72
	小名浜大原(小名浜大原)	20	15	36
計		3,323	2,600	5,218

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】

(平成 27 年 10 月 30 日時点)

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
田村市	15	25	浪江町	562	1,078
南相馬市	222	440	檜葉町	951	2,278
川俣町	0	0	広野町	454	1,216
飯館村	4	5	葛尾村	7	11
大熊町	578	1,171	川内村	79	165
富岡町	1,146	2,429	双葉町	301	565
			計	4,319	9,383

＜公共施設等の受入れ＞

- ・ いわき市内には、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町が避難に伴い役場機能を設置しており、双葉町が東田町二丁目に主な役場機能を設置している。また、檜葉町が平谷川瀬にいわき出張所、富岡町が平北白土にいわき支所（主な役場機能は郡山事務所）、大熊町が好間工業団地にいわき出張所（主な役場機能は会津若松出張所）、浪江町が平字堂根町にいわき出張所（主な役場機能は二本松事務所）を設置している。
- ・ 双葉町は、平成 26 年 4 月にいわき市錦町（旧東邦銀行錦支店）にて、町立幼稚園、小学校、中学校を再開。平成 26 年 8 月には新設仮設校舎（錦町御宝殿旧錦星幼稚園跡地）を開校している。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

(1) 復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・ いわき市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」等に基づき 1,768 戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・ 避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市及びいわき市内に設置。
- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度	割振り戸数			
					富岡町	大熊町	双葉町	浪江町
小名浜、永崎地区	県	120戸	集合住宅	H27.3.26 鍵引き渡し済		35	25	60
		80戸	集合住宅	H27.1.27 鍵引き渡し済	80			
常磐地区	県	50戸	集合住宅	H27.3.26 鍵引き渡し済	50			
平八幡地区	県	12戸	集合住宅	H27.7.21 鍵引き渡し済	12			
小名浜大原地区	県	54戸	集合住宅	H28年度後期	12	42		
小川地区	県	28戸	木造2階建	H27年度後期	28			
		25戸	木造2階建	H28年度前期	25			
北好間中川原地区	県	321戸	集合住宅	H29年度後期	130	160		21
					10			
勿来酒井地区	県	188戸	木造戸建て及び集合住宅	H29年度後期			178	
					10			
泉町本谷地区	県	198戸	集合住宅	H29年度後期	80	10		108
内郷宮町地区	県	72戸	集合住宅	H28年度前期				72
小川2地区	県	50戸	木造戸建て	H28年度後期	50			
小川3地区	県	30戸	木造戸建て	H28年度後期	30			
常磐2地区	県	108戸	集合住宅	H29年度後期	72			36
四倉地区	県	150戸	集合住宅	H29年度後期	50			100
平赤井地区	県	80戸	集合住宅	H29年度前期		30		
					50			
鹿島町地区	県	50戸	集合住宅	H29年度前期		50		
小名浜中原地区	県	125戸	集合住宅	H29年度前期	42	28	11	32
					12			
常磐関船町地区	県	27戸	集合住宅	H27年度後期	27			
計	—	1,768戸	—	—				

＜募集方法について＞

- ・ 団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りは上記のとおり。
- ・ すべての棟の1階部分に「優先住宅」を設け、優先世帯（高齢者(75歳以上)、障がい者または要介護者を含む世帯）に該当する方のみが申込み可能。
- ・ 「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加可能。
- ・ 1世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・ 子育て等世帯（募集開始日現在18歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において、当選確率を5割増しとする。

(2) 関連基盤

長期避難者の受入に伴う関連基盤の整備を検討する。

＜生活サポート施設＞

- ・ 北好間中川原地区及び勿来酒井地区の復興公営住宅に併設し、診療所スペースの整備を行う。
- ・ 勿来酒井地区の復興公営住宅に併設し、高齢者サポート拠点の整備を行う。

<道路整備>

- ・ 平赤井地区の復興公営住宅整備に伴い、県道赤井停車場線の道路改良等を行う。
- ・ 小名浜地区の復興公営住宅整備に伴い、県道小名浜四倉線の交差点改良等を行う。
- ・ 小名浜大原地区の復興公営住宅整備に伴い、市道大道北2号線の道路改良等を行う。
- ・ 勿来酒井地区の復興公営住宅整備に伴い、市道御宝殿3号線外1線の道路改良等を行う。
- ・ 北好間中川原地区の復興公営住宅整備に伴い、市道中川原・外川原線外1線の道路改良等を行う。
- ・ 泉町本谷地区の復興公営住宅整備に伴い、市道本谷・洞線の道路改良等を行う。

<廃棄物処理施設改良・改修>

- ・ 長期避難者の受入に伴い、いわき市北部清掃センターの一部改良・改修を行う。

<避難者支援事業等>

- ・ 復興公営住宅整備に伴い、コミュニティ交流広場の整備を行う。

(3) コミュニティの維持・形成に向けた取組

<コミュニティ交流員の配置>

- ・ 生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置する。

【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

所在地	交流員配置人数	配置時期
小名浜、永崎地区	2名	H26.11～
	2名	
常磐地区	1名	H27.1～
平八幡地区	1名	H27.5～
小川町地区	1名	
小川町2地区	3名	H28年度前期 (予定)
小川町3地区		
内郷宮町地区		
計	10名	—

※いわき市平八幡地区に配置されるコミュニティ交流員1名は、川内村宮ノ下地区も担当。

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備にあたっては、いわき市の都市計画や個別のまちづくり計画との整合に留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいづくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・ 実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成24年12月19日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・ 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、双葉町は平成25年2月から、浪江町、大熊町は平成25年3月から、富岡町は平成25年4月から発行を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成27年10月31日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	349人	981枚	川内村	H25.4.1～	155人	165枚
田村市	H25.2.15～	82人	82枚	大熊町	H25.3.1～	6,136人	7,414枚
南相馬市	H25.2.15～	3,138人	4,301枚	双葉町	H25.2.1～	-	4,647枚
川俣町	H25.2.12～	163人	167枚	浪江町	H25.3.1～	-	12,330枚
広野町	H25.2.15～	275人	332枚	葛尾村	H25.2.1～	428人	485枚
楡葉町	H25.4.1～	1,961人	1,976枚	飯館村	H25.2.15～	898人	1,053枚
富岡町	H25.4.1～	-	8,028枚	計		(13,585人)※	41,961枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。

平成 26 年 2 月 14 日
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 27 年 12 月 18 日改定
 福 島 県
 大 玉 村
 富 岡 町
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《大玉村-富岡町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ＞

- ・ 大玉村において、安達太良応急仮設住宅に富岡町から約 220 人を受入れている他、借上げ型仮設住宅への主な市町村の受け入れは、富岡町から 14 人、浪江町から 7 人、大熊町から 5 人。(平成 27 年 10 月 30 日時点)
 - ・ 応急仮設住宅入居 (約 240 人) の割合は、建設分が約 9 割、民間賃貸住宅分が約 1 割となっている。
- ※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数 (福島県調べ) によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅(建設分)の入居状況】 (平成 27 年 10 月 30 日時点)

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
富岡町	玉井 横堀平(安達太良)	418	138	217
計		418	138	217

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】 (平成 27 年 10 月 30 日時点)

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
南相馬市	0	0	浪江町	6	7
大熊町	2	5	双葉町	2	2
富岡町	5	14	計	15	28

＜公共施設の受け入れ＞

- ・ 大玉村役場に近接して、富岡町が役場の出張所を設置しており、仮設住宅の住民向けに各種サービスを実施している。また、安達太良応急仮設住宅に隣接して、富岡町が町立の仮設診療所及び仮設商店を設置している。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

(1) 復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・ 大玉村における復興公営住宅整備について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画 (平成 25 年 12 月)」に基づき整備を行うこととし、仮設住宅用地として使用している 8 ha のうちの一部を活用し、67 戸の整備を行う。

- ・ 整備主体については、平成 25 年 7 月の富岡町長から大玉村長への復興公営住宅整備の要請に基づき、大玉村営とする。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

	所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度
第一期	大玉村玉井横堀平	大玉村(県代行)	67 戸	一戸建	H27 年度後期
合計		—	67 戸	—	—

(2) 役場機能

- ・ 避難元の富岡町において、大玉村内の避難者に対する行政サービスの拠点として、当面の間、大玉出張所（所在地：安達郡大玉村玉井字台 45-1）の役場機能を維持する。

(3) 関連基盤

<教育機関>

- ・ 避難元の富岡町においては、当面の間は、三春町に立地する富岡町営の中学校へスクールバスを運行する。（現在、小学生の通学はなし。）
- ・ また、大玉村立の小中学校等への区域外就学にも引き続き対応する。

<医療機関、介護サービス>

- ・ 医療機関・医療サービスについては、隣接医療機関との連携を図るなど、入居者が安心して生活できる医療支援策を検討する
- ・ 介護サービスの提供機関は、村社会福祉協議会や病院・民間業者、近隣市村で構成する安達福祉会などが存在する。高齢化率・介護認定率・認定者のサービス利用率ともに緩やかな増加傾向で、介護福祉施設、老人保健施設等は待機の状態が続いており、介護の現場の状況把握に努める。

<道路整備>

- ・ 横堀平地区の復興公営住宅整備に伴い、村道皿久保・前ヶ岳線外 1 線の道路改良等を行う。

<避難者支援事業等>

- ・ 復興公営住宅整備に伴い、コミュニティ広場の整備を行う。

(4) コミュニティの維持・形成に向けた取組

<コミュニティ交流員の配置>

- ・ 生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置する。

【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

所在地	交流員配置人数	配置(予定)時期
大玉村玉井横堀平	1名	H27.9~

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、大玉村の都市計画や個別のまちづくり計画との整合にも留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがづくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・ 実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・ 富岡町では、平成 24 年 2 月より富岡町からの避難者の居所を証明する取組みを独自に実施してきたところであるが、上記通知を踏まえ、平成 25 年 4 月 1 日から、申請者に対し、当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成 27 年 10 月 31 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	349 人	981 枚	川内村	H25.4.1～	155 人	165 枚
田村市	H25.2.15～	82 人	82 枚	大熊町	H25.3.1～	6,136 人	7,414 枚
南相馬市	H25.2.15～	3,138 人	4,301 枚	双葉町	H25.2.1～	-	4,647 枚
川俣町	H25.2.12～	163 人	167 枚	浪江町	H25.3.1～	-	12,330 枚
広野町	H25.2.15～	275 人	332 枚	葛尾村	H25.2.1～	428 人	485 枚
檜葉町	H25.4.1～	1,961 人	1,976 枚	飯館村	H25.2.15～	898 人	1,053 枚
富岡町	H25.4.1～	-	8,028 枚	計		(13,585 人)※	41,961 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。